村議ひぐちの大さくかわらは

2003年11月5日(第7号)

発行責任者 ひぐち重喜 〒401-0502 山中湖村平野1698 TEL&FAX 0555-65-7023

00

0

府地裁の判決について

すでにご存知と思いますが、樋口は村会議員になる以前から一住民として提起していた行政訴訟の一審判決で、敗訴しました しかし、私が一貫して主張してきた「山中湖交流プラザ建設用地」に入会権が存在したことを裁判所は認めました!

11月1日発行の山中湖村「広報」の中に、訴訟の判決結果と内容を記載したチラシが入っていました(文責者不明) 記載どおり判決の主文で私の訴訟請求は棄却されましたが、判決理由内容のチラシの解説が

間違っていますので、下欄で説明いたします。(「広報」であれば正しく伝えるべきです)

また、私は、この甲府地方裁判所の判決が不当であると思ったため

「即日」(判決日)に控訴(東京高等裁判所への訴え)をしました。

したがって、現在この裁判はまだ継続しています。

問題の整理

■入会権の存在について 裁判に最も時間を 費やした部分です。

「広報」内のチラシには、「当該土地に入会権があったとしても、当 該土地の内個人に登記されたものはその時点で、その他の土地につい ては東京電灯への売却により入会権が消滅したと考えるのが相当であ る。」と判決文解説を記載しています。

ところが、実際の判決文には「平野部落による入会権があった土地 についても、東京電灯への売却により入会権が消滅したと解するのが 相当である」【判決文24頁】と明確に「山中湖交流プラザ建設用地」に「入 会権が存在した」ことを裁判所は認めているのです。

これは、「山中湖交流プラザ建設用地」の大半について「入会集団 による個別的共同利用がなされていたものと認められるから、少なく とも東京電灯に所有権が移転されるまでは、平野部落が、入会地とし て保持し、入会慣行があったと認めることができる<u>【同23頁</u>】と「入 しています。

さらに、「東京電灯に売却された後も、概ね従前道りの利用がされ ていたものと認められ、さらに、戦後にいたっては平野部落の統制の もと個々の構成員が水田として利用するようになり、減反及びこれに 伴う奨励金の分配が問題となると、そばを共同で耕作し、奨励金も平 等に分配するなど、平野部落の統制のもと利用されてきたことが認め られる。」【同23~24頁】などと、利用の実態については、私の主張を _____ ほぼ全面的に認めています。

これは、山中湖村が

- ◎「入会権など元々存在しない」と裁判をとおして主張した内容や、
- ◎「有史以来、湖畔において入会慣行も入会権の主張が為されたこと が無いのは平野区民だけではなく村全体でも明々白々の事実であ ります」(6月28日「山中湖村村民の皆様へ」発行責任者:平野区長)と新 聞折込した平野区および各種団体の主張、それに
- ◎「平野区の湖畔において入会慣行や入会権の主張が為されたことが これまでに全くなかったことは、村民なら今更云うまでもないこ とであります」(6月29日「山中湖村村民の皆様へ」発行責任者:天野凱弘) と全世帯に配布した、6月定例議会流会原因の8議員らの主張は、 ことごとく否定されたことになり、これは重大なことです。(広 報チラシでは、この事実を意図的に隠蔽しています)

●ではなぜ負けたの?^{この疑問は当然}

それは、判決文に「平野部落による入会権があった土地についても、 東京電灯への売却により入会権が消滅したと解するのが相当である」 [24頁] とあり、「売却によって入会権が消滅したので、現在は入会 権は存在しない」という解釈を裁判官がしたからです。

ところが、これは入会権の法律論や、今までの判例などからは、お よそかけ離れた解釈であり、入会権の法律的「消滅理由」に合致しま せん。

そもそも民法の入会権において「入会権は地盤所有権に左右されな い権利であるから、入会林野の地盤<u>所有権に変動があっても、そのこ</u> とのみによって入会権は消滅しない」(昭和16年大判・昭和33年青森地 利用が継続する限り入会権は存在する」とか、「入会権放棄ないし消

滅の手続きがなされない限り入会権は消滅しない」というのが、入会 権における日本最高の法学者である、川島武宣先生の学説です。

(この川島武宣先生は、今は故人となられましたが、「山中浅間神社有地入 会管理組合」が、同じく裁判で「入会権」を確保するために最もお世話にな った先生であり、同管理組合事務所敷地内に顕彰碑が建立されています。)

また、裁判官は、平野部落が一貫して統制のもとで行ってきた使用 収益(耕作)は、「使用貸借契約」によるものだと規定していますが、 これも事実認定に重大な誤りがあります。

なぜなら、東京電灯への売却は、大正14年~昭和元年であり、「使 用貸借契約」は、昭和22年からです。(その間も従前通りの利用形態 《入会慣行》が継続していたことは、裁判官も認めていることであり、 矛盾した判断をしています)

また、この契約は戦後の「農地法」による農地買収を逃れようとし た東電側の一方的都合によるもので、平野部落は、常に「全員一致」 の原則による利用変更の手続き(入会権の重要要件)も行われています。

したがって、事実の認定と判決には矛盾があり、法律問題としても 重大な誤りがあると考えます。

▶地方自治法の解釈も疑問

地方自治法238条の「私権(地役権)設定による契約無効」について。 この件に対する判決理由は、「理屈にならない理屈」という印象で、 行政の都合で法律をねじ曲げて運用してもよいという内容は、強引で 驚くべき判決であり、地方自治法の存否に関わる問題です。

ハッキリした理由のないダム(調整池)建設

「週刊金曜日」の記事での村長発言

<根拠不足の村長の推進論>との小見出し

略

- 記者「台風襲来時でも水量は僅かと聞いたが。」
- 村長「台風によって水量は違う。演習場から土砂を含んだ鉄砲水が流 れ出し、用水路から溢れ、被害が出たこともある」
- 記者「いつ、どこで、どれくらいの被害が出たのか。50年前の雪代以 降の水害記録を見せて欲しい。」
- 村長「そういう資料はない。一部の反村長派住民の話を開いてきたの だろうが、村民の99%は必要だと思っている」
- 記者「アンケートをしたのか。」
- 村長「調査はしていないが、村議会議員や区長らがメンバーの演習場 対策協議会が協議した上で『周辺整備事業五ケ年事業』として 防衛施設庁に要望した」
- 記者(この時の要望書を見ても水害記録がないため、こう続けた)「全国各 地の防災事業では、大体、役所が水害記録をまとめている。」
- 村長「他の地域のことは知らん。山中湖村は山中湖村だ!」
- 記者「総事業費はいくらなのか。」
- 村長「これから積み上げていくので確定はしていないが、十数億円に なる見通しだ」
- *なぜ、維持費の増大する工事や、根拠の不明確な工事などの「土木 事業」ばかりを急ぐのか?
- このままでは、自然も、財政も、権利も、取返しのつかない事態に なってしまいます。
- 皆さんも真剣に考え、真剣に発言していきましょう!